

経済産業省

令和8年6月19日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
高圧ガス保安室・ガス安全室

一般的なLPガス容器における法定表示について（周知）

日頃より、高圧ガス保安行政をはじめとした産業保安行政につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般中東情勢による影響を受け、LPガス容器の塗料やインクの流通において目詰まりが生じていることから、一部の事業者において、容器表面に記載する文字のデザインの変更等が検討されていると承知しています。

そうした状況を受けて、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において求められている法定表示についてお問い合わせをいただいておりますので、別添のとおり、同法に基づく法定表示に係る関連条文等を改めて周知いたします。

本件の法令の整理等につきまして、ご不明な点やお困りの件等ございましたら弊室宛にご連絡をいただけますと幸いです。

(別紙) 一般的な LP ガス容器において高圧ガス保安法 (以下「高圧法」という。) 及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下「液石法」という。) で求められる法定表示の関連条文

※LP ガスを充填する溶接容器 (液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く) が整理の対象。

※高圧法及び液石法に基づき容器本体に塗装・印字するものに関する規定を整理。液化石油ガス保安規則第 6 条第 2 項第 2 号の標紙や他法令に基づくラベル表示等の、上記以外の表示については整理の対象外。

高圧法及び液石法に係る法令及び通達等における一般的な LP ガス容器の法定表示として、以下のとおり、容器の色、充填することができる高圧ガスの名称、充填することができる高圧ガスの性質を示す文字 (「燃」)、氏名等 (容器の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号)、充填可能期限、充填圧力等について、一定の色や大きさ等で記載すること等を求めている。

1. 容器の色

高圧法第 46 条、容器保安規則 (以下「容器則」という。) 第 10 条第 1 項第 1 号、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規) (以下「基本通達」という。) 容器則第 10 条関係 (1)

2. 充填することができる高圧ガスの名称

高圧法第 46 条、容器則第 10 条第 1 項第 2 号イ、基本通達容器則第 10 条関係 (2)

3. 充填することができる高圧ガスの性質を示す文字 (「燃」)

高圧法第 46 条、容器則第 10 条第 1 項第 2 号ロ、基本通達容器則第 10 条関係 (2)

4. 氏名等 (容器の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号)

高圧法第 46 条、容器則第 10 条第 1 項第 3 号・第 5 項、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (以下「容器細目告示」という。) 第 1 条第 2 項第 4 号ト、基本通達容器則第 10 条関係 (3) ①

※基本通達容器則第 10 条関係 (3) ①において、字体の種類及び文字の大きさについては、一定の種類及び大きさを「標準とする」と記載しているが、字体の種類については、奇抜なデザイン等で判読が容易でない字体の使用を控えるべきとの趣旨であり、例示されている種類以外の字体の使用を妨げるものではない。文字の大きさについては、氏名等が長く、一定の領域内での記載が難しい場合などには柔軟に対応することも視野にいれた趣旨であり、例示されている大きさの範囲外での表示をただちに咎めるものではないが、法定表示の趣旨に鑑みて、視認性を維持するため原則として記載の大きさ以上の文字を用いること想定している。また、同通達において、一定の容器については「容器の表面積のおおむね 4 分の 1 程度にわたって」記載するとしているのは、一定以上の視認性を確保すべきとの趣旨であり、文字や行間の配置に際して考慮することを想定している。

5. 充填可能期限

【一般消費者向け販売】

液石法第 16 条第 2 項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (以下「液石法施行規則」という。) 第 16 条第 2 号、液化石油ガスの保安の確保及び取引の

適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（以下「液石法解釈通達」という。）別添4第16条関係1

【上記以外】

高压法第20条の6、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第41条第3号、基本通達液石則第41条関係（2）

※液石法解釈通達別添4第16条関係1や基本通達液石則第41条関係（2）において、文字の大きさを「標準とする」と記載しているが、一定の領域内での記載が難しい場合などには柔軟に対応すべきとの趣旨であり、例示されている大きさの範囲外での表示をただちに咎めるものではないが、法定表示の趣旨に鑑みて、視認性を維持するため原則としては、記載の大きさ以上の文字を用いること想定している。

6. 充填圧力

液化石油ガス容器の取り扱いについて（平成09・04・21立局第7号）

7. 溶接補修を行った旨の表示 ※容器則第21条・KHKS0180に基づき溶接の加工を行った場合
高压ガス保安法第48条第1項第4号・容器則第21条第1項第5号・溶接容器溶接補修基準（KHKS0180（2017））第9項

※ただし該当する容器はKHKS0180第4項であり、一般家庭用LPガス容器は通常対象ではないため参考。

8. 「液化石油ガス（or LPガス）」及び「火気厳禁」の朱書 ※バルク容器の場合
液石法第16条の2第1項・液石法施行規則第19条第1号チ

9. 緊急連絡先 ※バルク容器の場合
液石法第16条の2第1項・液石法施行規則第19条第1号リ

(別添) 関連条文

高圧ガス保安法

(販売の方法)

第二十条の六 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない。

2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

(表示)

第四十六条 容器の所有者は、次に掲げるときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

一～三 (略)

2 (略)

3 何人も、前二項又は第五十四条第三項に規定する場合のほか、容器に、前二項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(充てん)

第四十八条 高圧ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

一～三 (略)

四 溶接その他第四十四条第四項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法で加工をした容器にあつては、その加工が経済産業省令で定める技術上の基準に従ってなされたものであること。

五 (略)

2～5 (略)

容器保安規則

(表示の方式)

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（容器を譲渡することがあらかじめ明らかでない場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる高圧ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外面（断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外面。次号及び第三号において同じ。）の見やすい箇所に、容器の表面積の二分の一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器並びにその他の種類の高圧ガスを充填する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充填するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

高圧ガスの種類	塗色の区分
---------	-------

酸素ガス	黒色
水素ガス	赤色
液化炭酸ガス	緑色
液化アンモニア	白色
液化塩素	黄色
アセチレンガス	かつ色
その他の種類の高圧ガス	ねずみ色

二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものとする。

イ 充填することができる高圧ガスの名称

ロ 充填することができる高圧ガスが可燃性ガス及び毒性ガスの場合にあつては、当該高圧ガスの性質を示す文字（可燃性ガスにあつては「燃」、毒性ガスにあつては「毒」）

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に固定されたものであつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載された自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器のうち、自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定されていないものであつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかなる場合において、当該容器を自動車、二輪自動車若しくは鉄道車両に固定する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

2～4 （略）

5 保安上支障がないものとして別に告示で定める方式に適合している場合又は表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ当該告示で定める方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。

（容器の加工の基準）

第二十一条 法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器の傷等の補修を目的とした溶接を行う場合にあつては、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がなく、適切な強度を有するものであること。

六 (略)

2 (略)

液化石油ガス保安規則

(販売業者等に係る技術上の基準)

第四十一条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 充填容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の期間（同条第三項の許可に係る充填容器等にあつては同項の規定により条件として付された期間）を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したのものをもつてすること。

四・五 (略)

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（容器細目告示）

(表示の方式)

第一条 (略)

2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 規則第十条第一項第一号に規定する表示 アルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器にあつては、規則第十条第一項第一号の表下欄の塗色の区分で規定する色のシールであつてはがれるおそれのないものを容器の表面積の二分の一以上に貼付する方式

三 (略)

四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車の燃料装置用として液化石油ガスを充填するための容器をいう。以下同じ。）にあつては、当該容器がコンテナ内に内蔵される場合は当該コンテナの外表面、その他の場合は容器の外表面の見やすい箇所に氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式

ロ～ヘ (略)

ト 液化石油ガスを充填する容器であつて内容積が十二リットル以下のものにあつては、容器の外表面の見やすい箇所に氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式

3 (略)

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（基本通達）

(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

I. 高圧ガス保安法関係

第46条関係（表示）

第1号中「刻印等がされたとき」には、法第49条の4の2の規定に基づき、容器が高圧ガス保安法の適用を受けることとなり、道路運送車両法上の表示が高圧ガス保安法上の刻印と見なされたときも含まれる。

第46条及び第47条関係（表示）

「危険物の輸送に関する国連勧告」（Recommendation on the Transport of Dangerous Goods）及び「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」に基づく基準により表示した高压ガスの標識は、第46条第3項及び第47条第2項で規定する「紛らわしい表示」には該当しないこととする。

（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第41条関係

- (1) (略)
- (2) 第3号の「その旨」については次のように行うものとする。
 - ① 明示すべき事項は、「充てん期限○-□」（○は年、□は月を示す。）とする。年については、西暦年4桁とし、月については、次回の再検査を受けないで高压ガスを充填できる最終日を含む月とする。法第48条第5項の特別充填許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特別充填期限が短い容器については、特別充填期限を充填期限として明示されたい。
 - ② 文字（数字を含む。）の色は赤（方法はスタンプ吹きつけでもよい。）その一つの大きさは縦横3cm以上を標準とし、2列以上にわたって記載してもよいこととする。
 - ③ 明示すべき位置は容器の胴部の見やすい箇所とする。
- (3)・(4) (略)

（9）容器保安規則の運用及び解釈について

第10条関係

- (1) 第1項第1号の塗色のうち、かつ色についてはJIS Z 8721による標準色票5R4/4若しくは4/6又は5YR4/4若しくは4/6を標準とし、ねずみ色については無彩色中灰色（三属性による表示N5.5からN7.5までの間）とする。
- (2) 第1項第2号イの「高压ガス」の名称の文字の色は赤色（可燃性ガス以外のガス、水素ガス及びアセチレンガスにあつては白色）、第1項第2号ロのガスの性質を示す文字の「燃」の文字の色は赤色（水素ガス及びアセチレンガスにあつては白色）、「毒」の文字の色は黒色とする。
また、これらの文字の大きさは、内容積が20リットル以上150リットル以下の容器にあつては5センチメートル平方以上、内容積が150リットルを超え1,000リットル以下の容器にあつては7センチメートル平方以上、内容積が1,000リットルを超える容器にあつては10センチメートル平方以上とし、内容積が20リットル未満のものについてはこれに準じて行うものとする。
- (3) 第1項第3号中「氏名等」の表示は以下のとおりとする。
 - ① 液化石油ガスを充填する容器については、「氏名等」の表示を塗料又ははがれるおそれのないシールにより以下のように行うこととする。
 - (イ) 文字（数字を含む。）の色は容器の外表面の色に対し鮮明な色（黒色及び赤色を除く。ただし、液化石油ガス用一般複合容器については、黒色を含む。）とし、字体は角ゴシック、丸ゴシック又はレイ書体を標準とする。（JIS Z 8304）

(ロ) 文字一つの大きさは、内容積が 20 リットル未満の容器にあつては 2 センチメートル平方以上、内容積が 20 リットル以上 150 リットル以下の容器にあつては 3 センチメートル平方以上、内容積 150 リットルを超え 1,000 リットル以下の容器にあつては 4 センチメートル平方以上、1,000 リットルを超える容器にあつては、5 センチメートル平方以上を標準とし、内容積が 150 リットル以下の容器にあつては容器の表面積のおおむね 4 分の 1 程度にわたって記載するものとする。

この場合、原則として内容積が 20 リットル未満の容器にあつては横配列、内容積が 20 リットル以上の容器にあつては縦配列とすることが望ましい。

(ハ) 「氏名等」については、「容器の所有者」又は「管理業務受託者」のどちらかを記載すればよいが、「氏名又は名称」については、それを併記することも認められるものとする。また、「氏名又は名称」については他者と混同するおそれがなければ、その略称でもよいものとする。

(ニ) 「住所」については、市町村名まで（東京都の場合にあつては区名まで）を記載することとするが、府県名（府県名と市名が同一の場合及び政令指定都市の場合に限る。）及び郡名は省略して差し支えないこととする。

(ホ) 「電話番号」については、市外局番から記載することとする。

② (略)

(4) 第 1 項第 3 号中「その他適当な書類」とは、例えば、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく軽自動車税の納付において、市町村より交付される標識交付証明書等、自動車又は二輪自動車の所有者が明記された書類をいう。

(5)・(6) (略)

溶接容器溶接補修基準 (KHKS0180 (2017))

序文

この基準は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 21 条第 1 項第 5 号に定める技術上の基準のうち、容器の傷等に溶接補修を行う場合の基準を具体的に定めたものである。

4 溶接補修の要件

4.1 容器の要件

溶接補修を行うことができる容器は、溶接容器（液化プロピレン、液化プロパン、液化ブタン又は液化石油ガスを充てんするものに限る。）であつて、次の(1)及び(2)に定めるいずれかに適合するものとする。

(1) 内容積が 4,000 L 以上であつてマンホール（直径 375 mm 以上の円形、長径 400 mm 以上短径 250 mm 以上の長円形又は長径 375 mm 以上短径 275 mm 以上のだ円形のものに限る。以下同じ。）を有し、かつ、地盤面に設置する受台構造を有するもの。

(2) 高圧ガス運送自動車用容器であつてマンホールを有するもの。

9 表示

上記各項に基づいて溶接補修を行った容器の外面には、溶接補修を行ったことを示す文字「補」を次に定めるところにより明示するものとする。

(1) 文字の色は、容器の外面の色に対し鮮明な色（規則第 10 条第 1 項第 1 号に定める色を除く。）とすること。

(2) 文字の大きさは、1辺が10cm以上の正方形とし、字体は角ゴシック、丸ゴシック又はレイ書体を標準とすること。

(3) 文字は、胴部の見やすい箇所に記し、かつ、消えないこと。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

（目的）

第一条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（基準適合義務等）

第十六条（略）

2 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。

3（略）

第十六条の二 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準（経済産業省令で定める供給設備（以下「特定供給設備」という。）にあつては、第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第二十七条第一項第一号、第三十八条の二及び第三十八条の八第一項において同じ。）に適合するように維持しなければならない。

2（略）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（液石法施行規則）

（定義）

第一条（略）

2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 容器 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条第一項に規定するもの
四～十二（略）

（第一種製造設備に係る技術上の基準）

第六条（略）

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

二 充填するときは、エアゾール又はガスライターガスの製造用その他工業用に使用される液化石油ガスにあつては「工業用無臭」の文字を朱書した標紙を貼り、又はその文字を表示した容器に充填し、その他の液化石油ガスにあつては空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようにおいがするものを容器に充填すること。

三～七（略）

3 (略)

(販売の方法の基準)

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、高圧ガス保安法第四十八条第一項第五号の期間(同条第五項の許可に係る充てん容器にあっては、同項の規定により条件として付された期間。以下「充てん期間」という。)を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したのものをもってすること。

三～二十三 (略)

(バルク供給に係る供給設備の技術上の基準)

第十九条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルク容器(貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ト (略)

チ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書すること。

リ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第十条第三号に規定する表示の内容が、法第二十七条第一項第四号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。

ヌ～タ (略)

二～八 (略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用 及び解釈の基準
について(液石法解釈通達)

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第16条(販売の方法の基準)関係

1. 第2号中の「その旨」については、次のように行うものとする。

(1) 明示すべき事項は、「充てん期限○-□」(○は年、□は月を示す。)とする。年については、西暦年4桁とし、月については、次回の再検査を受けないで液化石油ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第48条第5項の特別充てん許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特別充てん許可が短い容器については、特別充てん許可を充てん期限として明示する。

(2) 文字(数字を含む)の色は赤、(方法はスタンプ吹きつけでもよい。)その一つの大きさは縦横3cm以上を標準とし、2行以上にわたって記載してもよいこととする。

(3) 明示すべき位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。

2. ～12. (略)

液化石油ガス容器の取り扱いについて（平成 09・04・21 立局第 7 号）

液化石油ガスの充てん、その容器の製造等にあたっては、下記により関係業界を指導して下さい。（記中「A」及び「B」は、それぞれ容器保安規則第 2 条第 15 号の表備考による A 及び B とする。）

なお、これに伴い昭和 43 年 12 月 4 日付け 43 化局第 651 号通商産業省化学工業局長通達は廃止します。

1. 充てんするときの注意

- (1) 容器検査における耐圧試験年月として昭和 43 年 7 月以前の年月が刻印されている容器（以下「旧容器」という。）であって充てん量 25kg 未満のものについては、温度 48 度における圧力が当該容器に刻印してある耐圧試験圧力の 3/5 倍の圧力をこえる液化石油ガスは充てんしないこと。
- (2) 充てん量 25kg 以上 55kg 以下の旧容器であって耐圧試験圧力として「TP30」と刻印してあるものについては、温度 48 度において 1.63MPa を超える液化石油ガスは充てんしないこと。
- (3) 充てん量 55kg を超える旧容器のうち、次の表の左欄に掲げる容器であって中欄に掲げる圧力で耐圧試験を行ない合格したものに対しては、それぞれ右欄に掲げる液化石油ガスを充てんできるものとする。

容器の区分	耐圧試験圧力	充てんできる液化石油ガス
イ その肉厚から逆算（容器保安規則第 3 条による。）して得られた最高充てん圧力が次の値以上の容器 A 1.74MPa B 2.04MPa	A 2.9MPa B 3.4MPa	温度 48 度において圧力 1.74MPa（温度 55 度において圧力 2.04MPa）以下の液化石油ガス
ロ その他の容器	A 2.7MPa B 3.2MPa	温度 48 度において圧力 1.63MPa（温度 55 度において圧力 1.92MPa）以下の液化石油ガス

- (4) 充てんにあたっては、容器における最高充てん圧力の区分を識別するための表示（4 による。）を確認の上行うこと。

2. 容器の最高充てん圧力

(1) 注文者が「い号液化石油ガス充てん用」、「ろ号液化石油ガス充てん用」又は「は号液化石油ガス充てん用」と指定した場合

- A 1.74MPa
- B 2.04MPa

(2) 注文者が圧力を指定する場合

注文者は、次のいずれかの圧力以外の圧力は指定しないものとする。

イ 温度 48 度における圧力が 0.90MPa 以下の液化石油ガスを充てんするもの。

- A 0.90MPa
- B 1.08MPa

ロ 温度 48 度における圧力が 0.90MPa を超え、1.74MPa 以下の液化石油ガスを充てんするもの。

A 1.74MPa

B 2.04MPa

ハ 温度 48 度における圧力が 0.90MPa を超え、1.80MPa 以下の液化石油ガスを充てんするもの。

A 1.80MPa

B 2.10MPa

ニ 温度 48 度における圧力が 1.80MPa を超える液化石油ガスを充てんするもの。

A そのガスの温度 48 度における圧力以上であって 10 の倍数となる圧力のうち最も低い圧力

B そのガスの温度 55 度における圧力以上であって 10 の倍数となる圧力のうち最も低い圧力

3. 液化石油ガス容器の耐圧試験圧力とその刻印

(略)

4. 最高充てん圧力の区分による表示

容器（自動車燃料用容器であって、自動車に固定して使用するものを除く。）には、その見やすい箇所に容器所有者の責任において、最高充てん圧力の識別のため、次の表示を赤色文字でするものとする。

1 の (1) に該当する容器 表示を要しない

1 の (2) に該当する容器 FP 1.63M

1 の (3) に該当する容器

イに該当する容器 表示を要しない

ロに該当する容器 A FP 1.63M

B FP 1.92M

2 の (1) に該当する容器 表示を要しない

2 の (2) イに該当する容器 A FP 0.90M

B FP 1.08M

2 の (2) ロに該当する容器 表示を要しない

2 の (2) ハに該当する容器 A FP 1.80M

B FP 2.10M

2 の (2) ニに該当する容器 A、B FP ××M

(××は 2 の (2) ニによる最高充てん圧力の数値を示す。)

注 旧容器であって耐圧試験圧力として A にあっては 31、B にあっては 36 と刻印してあるものに対しては、最高充てん圧力の区分による表示として次の表示をすることができるものとする。

A FP 1.80M

B FP 2.10M